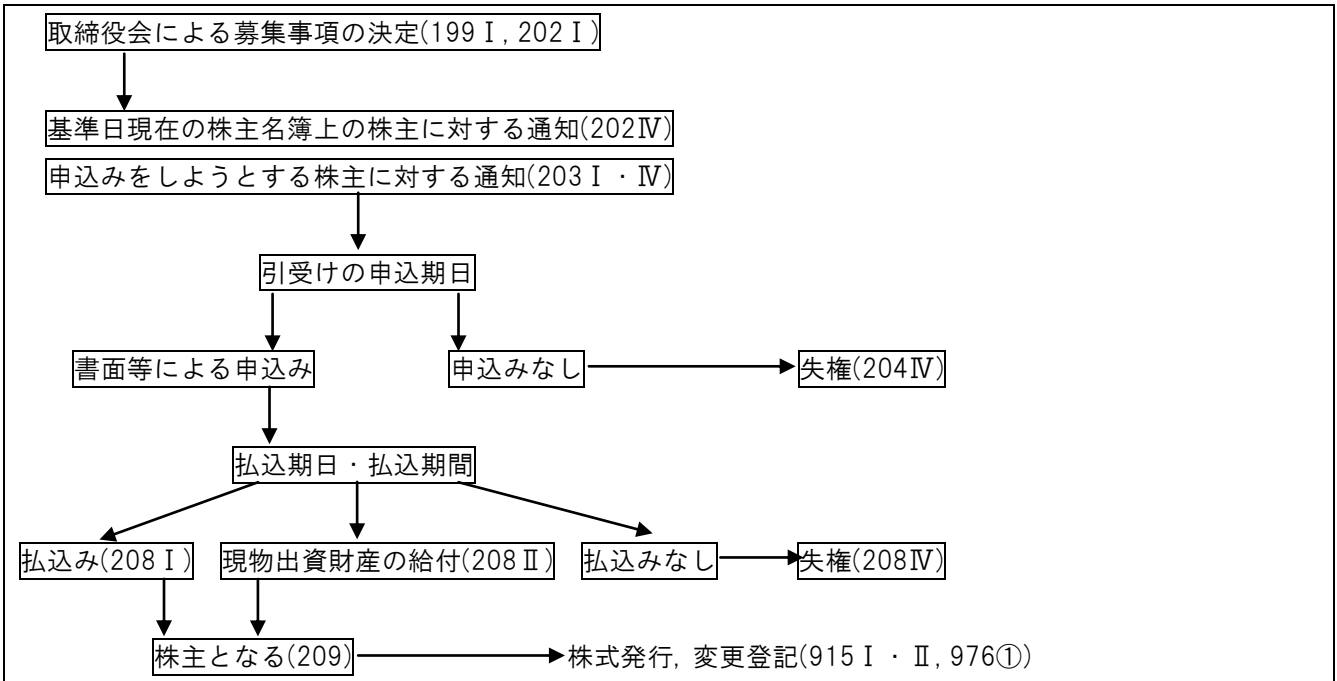


## 7 募集株式の発行

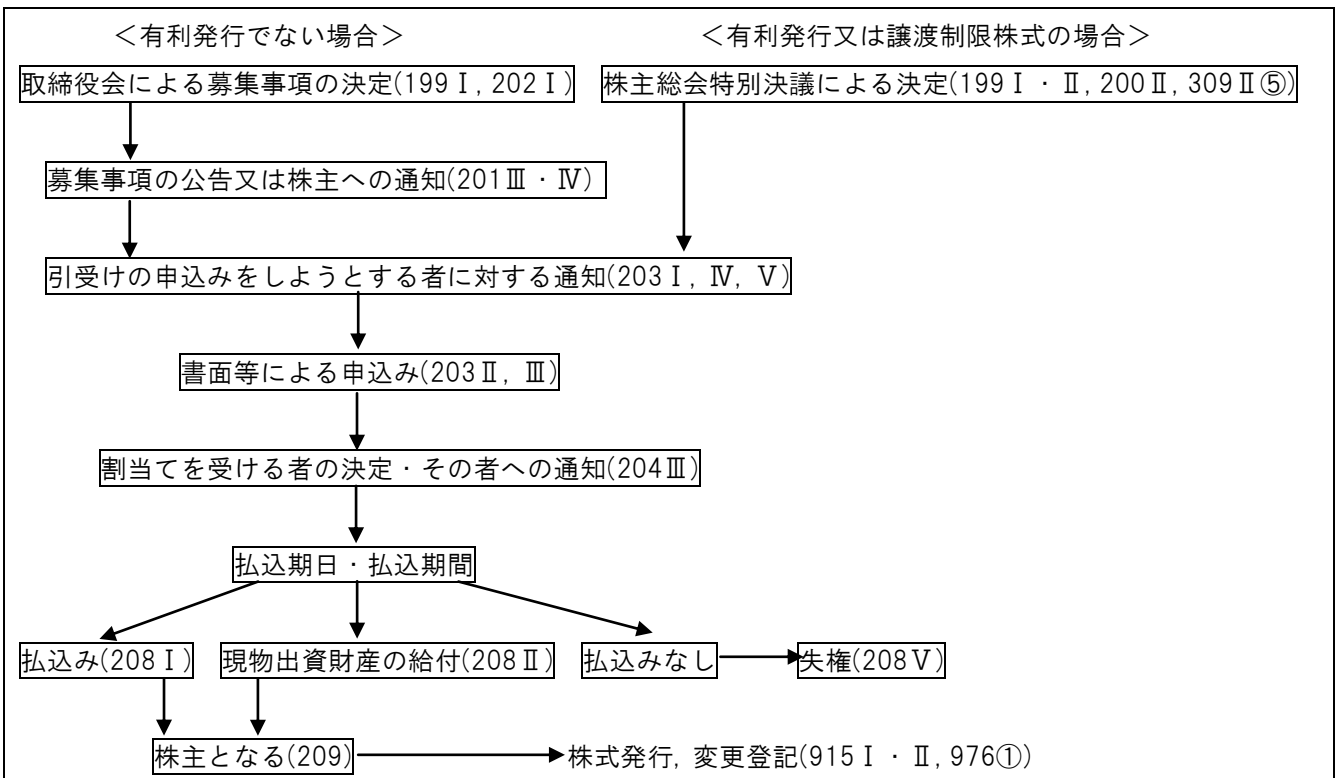
第8節は、株式の発行と自己株式の処分について同じ規制を定める。発行等の方法は、①株主割当て(202)、②第三者割当て、③公募の3通りである。このうち、試験で出題されるのは①と②である。

### (1)株主割当て

・現物出資の場合(199 I ③)、検査役の選任が必要となる点に注意(207, 868 I, 870②)。例外として、207IX。



### (2)第三者割当て



・デッド・エクイティ・スワップ(DES)がH29 予備試験で出題された。

第三者割当の方法で会社債権者に株式を発行し、同人の会社に対する債権を現物出資財産とした場合をいい、新株払込債務と借入金債務との相殺と同じ効果が得られることになる。これは、債権者が弁済可能性の低下した債権を放棄する代わりに株式を取得するものであるが、現物出資財産である債権は弁済可能性が低下している以上、実質価値（評価額。検査役の調査により算定される）が名目価値（券面額）より低いため、名目価値で債権額を評価すると過大評価（有利発行）の危険が生じることになる。

→207IX⑤は、弁済期既到来の債権に限り、検査役の調査を不要とした（名目価値での評価を認めた）規定であるが、上記の通り期限の利益を放棄することで同号の要件を充たすことが可能である以上、会社の恣意によって有利発行類似の問題が発生する可能性が残っている

## 8 違法な株式発行に対する措置

①新株発行等の差止め(210)及び差止請求権を被保全債権とする仮処分(民保 23 II), ②募集株式の発行等の無効の訴え(828 I ②・ II ②)・自己株式の処分の無効の訴え(828 I ③・ II ③), ③新株発行等の不存在の確認の訴え(829①②), ④関係者の民事責任(423 I, 212 I, 213)等が挙げられる。この4つを適宜検討すれば足りる。

・第2章の条文の構造

		株式の共有	譲渡制限株式	種類株式：発行手続=322	名義書換
第1節 総則					
	104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120				
第2節 株主名簿	基準日制度	121, 122, 123, 124, 125, 126			
第3節 株式の譲渡等	株主名簿	127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154			キャッシュ・アウト
	譲渡制限株式の譲渡承認手続				
第4節 株式会社による自己の株式の取得		155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179			
	自己株式の取得条件・取得方法				
第5節 株式の併合等		180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187			
第6節 単元株式数	単元株制度	188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195			
第7節 株主に対する通知の省略等		196, 197, 198			
第8節 募集株式の発行等		199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213			差止請求
	株式発行手続				
第9節 株券		214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233			
	基本的に出ない				
第10節 雑則		234, 235			